

## 第78回米子市農業委員会農地部会議事録（概要）

招集年月日 平成23年9月6日（火）

招集場所 米子市役所402会議室

会議 午後1時30分

出席委員 1番 竹谷 捷昭 2番 船岡 市秋 3番 松林 貢 4番 安田 浩 5番 精山 悦子 6番 尾坂 宣雄  
7番 大太 年廣 8番 本池 操 9番 藤本 昌弘 10番 大縄 敬次 11番 遠藤 泰三 12番 田中正昭  
13番 石橋 明広 14番 伊塚 定弘 15番 田邊 雄一 16番 高西 史郎 17番 松原 幹人（部会長）

欠席委員 なし

事務局 田村事務局長 大許農務係長 宅和主幹、道下主幹

日程

1 農地法各条申請地現地調査

2 部会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議事

（1）農地法各条申請審議等

ア 第25号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について

イ 第26号 農地転用事業計画変更申請に対する意見具申について

ウ 第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

エ 第28号 米子市農用地利用集積計画の決定について

5 報告事項

（1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について

（2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について

- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 県農業会議員の事務報告
- (7) その他

開 会 午後1時30分

(農地法各条申請地調査)

議長 (松原委員)

そういたしますと、第78回農地部会を開催いたします。最初に、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (松原委員)

それでは、議席番号2番の松林 貢委員と議席番号4番の安田 浩委員にお願いしたいと思います。また、本日の欠席者はございません。

そうしますと、審議に入ります。初めに3ページの議案第25号をお願いいたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。4ページ、番号31の大崎について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (道下主幹)

番号31の大崎について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人が、自宅近くの農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は100aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（松原委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

13番（石橋委員）

現地に、出かけていったところ、前に別の件で行ったときには藪のような状態でした。これはいずれ、非農地証明かなにかで、雑種地が変わっていくんだなあと感じておりました。驚いたことに、近所の人を作るということで藪を片付けてきれいにしてありました。耕作の意欲も十分にみられ、なんら問題ないと思われまますのでよろしくお願ひいたします。

議長（松原委員）

そういたしますと、事務局説明と地元委員さんより説明がございましたが、ご意見、ご質問等ありましたら。

4番（安田委員）

畑は、ようけ持っておるか。

13番（石橋委員）

畑は、お父さんが農業をやっておられます。面積的なものは分かりません。

議長（松原委員）

ほかに、ご意見、ご質問等ありますか。異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号32の日下について、事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号32の日下について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、破産管財人による任意売却であり、譲受人が、規模拡大のため、農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は255aです。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（松原委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

2番（船岡委員）

今、事務局より説明がありましたが、譲受人が、規模拡大のため、農地 7,923 m<sup>2</sup>を売買により取得しようとするものです。破産管財人からの希望により、売買するものです。

許可要件については特に問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（松原委員）

はい、ありがとうございます。ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

16番（高西委員）

この〇〇というのは、土地改良区の理事長をしている〇〇か。

2番（船岡委員）

共済などの役員をしている。

16番（高西委員）

競売にかかったのを、この前も佐陀で取得したが、本当に百姓をするのか。8反からだが、日下で。ただ何でもかんでも資格があるといって買うのはいいが、本当に管理するのか。買っておいて、先で値上がり、今デフレで値上がりは見込めないが、そういうことを期待しながら投資目的で、そして管理不十分で日下の隣地の人に迷惑がかかるようじゃだめだ。今までに取得したところは、どうなっている。事務局調べたことがあるか。

事務局（宅和主幹）

昨年、競売に参加したいということで、申し出があったときに、全部の農地を調べたのですが、ひどい遊休地になっているところはなかった。彦名新田の一部の柿畑が少し荒れていたことを確認しています。それほどひどい状態のものは、ありませんでした。

16番（高西委員）

それは、〇〇が所有しているところを調べたのか。

事務局（宅和主幹）

農家基本台帳で所有されている所を調べております。遊休農地があると売買を認めることが出来ませんので。

1 5 番（田邊委員）

そこは茅が背丈もある草山である、現在は刈ってあり、燃やしてきれいになっているが、そういう所が耕作できるか。

1 6 番（高西委員）

この前に審議されたときのこと、佐陀の時も2反半出ていた。この人は、競売のときに参加され、取得されて、本当に耕作に  
来られるのか、佐陀の時に念を押した。許可をし、取得して、後日、荒れて苦情が出て困った場合どうするか。

事務局（宅和主幹）

農地法の新しい規定によりまして、遊休農地の指導をすることになります。

1 6 番（高西委員）

指導して聞くような者ではない。そのときはどうなる。許可はしてある、管理は悪い、日下から苦情が出れば、農業委員会が  
代執行でもして、その費用は本人からもらう。お前たちはそんなところまで考えたことはないだろう。

それと、取得して、これを第3者に貸出せばどうなる。

1 3 番（石橋委員）

少し聞いてみます、譲受人は、今までに取得されたものを、転売された経緯はありますか。一旦、取得して転がしたようなこ  
とは。そういうことがあれば、又、するかもしれん。それが、目的であれば。

1 5 番（田邊委員）

取得して、すぐに貸付はできるの。

事務局（宅和主幹）

耕作目的で取得するというので許可をするので、転用の場合も同じですが、1年間は、自分で耕作してもらう必要がありま  
す。県のほうから指導が来ております。すぐに貸すのはだめです。

6 番（尾坂委員）

今、地元委員が言われたように、申請地は現在、荒れている。3条の基準、許可基準があるが、買って置いて人にやらしたら  
いけんとか、自分が耕作しなければならないとか、処分の問題など照らし合わせてみて、許可するとか、そういう事はできない  
わけかな。基準に照らし合わせて許可する、しないか出していく必要がある。

事務局（大許係長）

自分で耕作するというのは、経営の主権を買われた方がもってするという事です。買われた方が、誰かに耕運を頼んだり、稲刈りなどの収穫を頼まれ、収穫物を自分の物にされ、費用を支払ったりすることは可です。自分がすべてトラクターに乗って耕運したりするという意味ではありません。

16番（高西委員）

分かったことだわい。たいがいの高齢者は、田植え、苗、防除、稲刈りなど委託するのに、自分で機械に乗って田植えしたり、コンバインに乗って稲刈りしたりしなければならないなど誰も思っていない。

議長（松原委員）

いろいろな意見が出ましたが、許可する、しないどうしましょうか。

3番（松林委員）

許可せんというわけには行かないのでわないか。

2番（船岡委員）

許可しなければならない。その後、管理をしなかった場合にどうするかだ。

議長（松原委員）

今の段階では、罰則などは、状況を把握できないとすることも出来ない

16番（高西委員）

これは許可しなければならない。心配するのは、本人に本当に作るのかといえば、買って売るとか、作ってもらうとか、本人はそうゆうことはいわない。現実にこれだけの面積に、今も稲でも作っておって、管理耕作でもしている、そこを取得するならばいいが、地元委員から言われてバスからチラッとその状態を見たが、あげなところが、耕作できるか。地元の人もやいやい何ぞと思っていられるか分からん。取得されたけれども管理が悪くてどうするか。本人に勧告すると言うが、そんなこと聞くような者でない。

議長（松原委員）

いろいろ意見が出されましたけれども、許可と決定させていただいてよろしいですか。

16番（高西委員）

それはいいが、許可は、せないけんだけん。念書でも入れてもらって、なにかあったときには、代執行でもして、復元し、費用は、出してもらおう。その先を、考えて、おかねばならない。許可さえすればあとは、知らんではない、許可したあとのことを考えておかねばならない。

議長（松原委員）

そういたしますと、許可は、せねばなりません、まず、許可をして、それを破るような形をとった場合、それをしないように指導するにはどうゆう形に持っていったらいいか、意見がありましたら。

2番（船岡委員）

許可しますと、しかし、耕作せずに荒らした場合はこうだよと。じゃあそうゆうことは、しませんときちんと一筆を書かせておいたらいいのでは、ないかと。

16番（高西委員）

念書を書かなかつたら、保留したらいいのではないかと

議長（松原委員）

管理については、地元の方に迷惑がかからないようにと念書を入れてもらうことを条件に、許可をすることにいたしてよろしいですか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、念書を条件に許可と決定いたします。

次に5ページ、議案第26号をお願いいたします。

農地転用事業計画変更申請に対する意見具申について 下記申請について、「農地法関係事務処理要領」（平成21年12月11日付け21経営第4608号農林水産省経営局長通知及び21農振第1599号農林水産省農村振興局長通知）の第4の7の（3）のオの（イ）の規定により、意見を具申したいので審議を求めます。

6ページ、番号1について地元委員から説明をお願いいたします。

6 番（尾坂委員）

今回、現地視察ということで、シャトーのほうに行ってもらいました。

申請者の株式会社ファミリーは、昨年から、庭園及び駐車場の造成と従業員宿舍の建築を目的に、合計 7,139 m<sup>2</sup>の転用許可を受けているところです。

現地で話しましたように、隣接地が水田、果樹園であり、10m以内に隣接しているということの中で、隣接の農家の方と農薬の散布等で協議をした結果、建物の場所を、当初、庭園に予定していた所に場所を変更することにしたものです。当初の建設予定地は庭園として整備する計画になっています。

次に、排水計画の変更ですが、当初は、シャトーおだかの敷地内にある既存の排水路に庭園・駐車場の雨水を接続する予定でしたが、盛土に、大量の土が必要となることから、自然の傾斜をうまく利用できる計画に変更することとしたものです。

具体的には、造成予定地周囲に設置した側溝で集水し、調整枡で水量を調整のうえ、造成地南側、景色のいいほうが南側ですが、その水田の水路を経由し、農業用水路に放流することに変更するものです。

三つ目は、当初和風の庭園とする予定でしたが、再検討した結果、洋風の庭園に計画変更するものです。

以上の計画変更に併せて、工期も延長するものです。

造成地南側の水田、ほとんど荒れて水田の様相はありませんが1人の方の所有地として、その方の同意や最終的に水が落ちる井出組合の同意もあります。地元としては、変更することに、問題はないと思われまますのでよろしく審議をお願いします。

議長（松原委員）

番号1について地元委員から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、事業計画変更は適当である旨の意見を付すことといたします

つづきまして、8ページの議案第27号をお願いいたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第15条第2項において準用する、第3条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。



9 ページ、番号 3 1 の車尾南 1 丁目について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

1 5 番（田邊委員）

3 1 番の車尾の議案について説明します。今日、見に行った 2 番目のところでは、申請者は議案のとおりです。申請地は、車尾南 1 丁目の田で面積は 365.36 m<sup>2</sup>です。

申請者は、観音寺新町のアパートに家族 4 人で生活しておりますが、手狭になったため、住宅の建築を計画したものです。

土地改良区の同意、実行組合の同意もあります。これは仲田会長の地元ですが、会長とも相談したところ、転用については、問題ないとのことですのでよろしく申し上げます。

議長（松原委員）

ただ今、番号 3 1 について地元委員から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号 3 2 の彦名町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

4 番（安田委員）

3 2 番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は、彦名町の畑で面積は 513 m<sup>2</sup>です。

申請者は、彦名町のアパートに家族 3 人で生活していますが、手狭になってきたため、住宅の建築を計画したものです。

土地改良区の同意、実行組合の同意もありますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議長（松原委員）

ただ今、番号 3 2 について地元委員から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号 3 3 の彦名町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

4 番（安田委員）

今日、一番初めにバスで現地に行ったところです。申請者は議案のとおりです。申請地は、彦名町の畑で面積は 403 m<sup>2</sup>です。申請者は、旗ヶ崎のアパートに家族 5 人で生活していますが、手狭になってきたため、住宅の建築を計画したものです。土地改良区の同意、実行組合の同意、隣接耕作者の同意もあります。申請地は、住宅等が連たんする区域に近接する 1 0 ha 未満の農地であるため、第 2 種農地に該当すると思われます。転用については、問題ないと思われますので審議のほどよろしくをお願いします。

議長（松原委員）

ただ今、番号 3 3、彦名町について地元委員より説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。  
(異議なしの声あり)

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。  
続きまして、番号 3 4 の福万について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

2 番（船岡委員）

3 4 番の議案について説明します。今日、現地を見ていただきました。  
申請者は議案のとおりです。申請者は、娘夫婦が帰ってくる予定があることから、自宅隣の中古住宅を購入することとしましたが、庭が狭いため、中古住宅に隣接している農地を併せて取得し、物干し場として活用できる、庭として整備しようと計画したものです。  
土地改良区の同意、実行組合の同意、隣接耕作者の同意もあります。  
転用については、問題ないと思われますのでよろしくをお願いします。

議長（松原委員）

ただ今、番号 3 4 について地元委員より説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。  
(異議なしの声あり)

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、10ページ、議案第28号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。

11ページに利用集積計画総括表がございます。今月は転貸を除く利用権設定が11件、担い手育成機構借入れの設定が11件ございます。

それでは、転貸を除く利用権設定各筆明細について、番号9-1から番号9-11まで一括して審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（大許係長）

今月の議案の説明の前に、8月の農地部会で調べて、回答するといっておりました件について説明させていただきます。

8月の農地部会で農地利用集積円滑化事業規定の説明のときに「農協は管理をしない」という説明だったが、利用権設定をしているものがある。どの場合に、農協が利用権設定をし、どの場合に貸し借りの仲介をするのかということでした。

鳥取西部農協が利用権設定により借りている農地は、耕作放棄地を少しでも解消しようと、荒れている農地を農家から借り、国、市の補助事業である耕作放棄地緊急再生事業を利用し、農地に再生し、利用するものです。これは、5年間、耕作を続ける必要があるため、再生した農地を、鳥取西部農協が借りるものです。サツマイモのきんとき、新品種の「べにはるか」を試験的に栽培したり、ねぎの「坊主知らずネギ」を植栽し、苗づくりなどに利用するものです。そして5年後には農地利用集積円滑化事業等を利用して貸付をおこなう計画です。農協が耕作放棄地を解消するため借りる農地は夜見町の現在借りている農地の周辺です。

「農協は管理をしない」ということについてですが、農地利用集積円滑化事業で委任を受けた農地については、農協は管理をしないということで、借り手が見つかるまで地主が管理する必要があります。お手元に、パンフレットをお配りしておりますが、このことが書いてあります。

16番（高西委員）

わしの言いたかったのは、事務的にポンというのではなく、総会の時、農地利用集積円滑化事業規定の説明を聞いたときに「管

理しないのか」と聞いたら「管理しない」といった。あとで農協の事務局に聞いたら、遊休農地の荒廃地、そういうものは受けでも作り手がいないので、耕作できる状態にして借手を探して作ってもらおう。さきほどの日下ではないが、耕作できる状態にする。そうゆうことを事務局も調べて、きちんと報告しなさいということだ。農家から質問を受けたときには、きちんと答えられない委員はだめだ。それで聞いたりするだけん。

3番（松林委員）

畑の場合はいいが、水田の場合はどうか。

事務局（大許係長）

水田も畑も同じです。

そうしますと、今月の説明に入らせてもらいます。

転貸を除く利用権設定各筆明細について説明いたします。今月は、田に関するものが、6筆 10,515㎡、畑に関するものが、17筆 15,442㎡、ございます。

番号9-1、9-2は、借り人の規模拡大による設定となっており、設定後の経営面積は、149aとなっております。貸し人は同じ家の人です。

番号9-3から番号9-5までは、再設定でございます。

番号9-6、9-7は、借り人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、57aとなっております。

番号9-8は、再設定となっております。

番号9-9は、借り人の規模拡大による設定となっており、設定後の経営面積は、65aとなっております。

番号9-10は、再設定となっております。

番号9-11は、貸し人の病気等での労力不足による設定となっており、借り人 設定後の経営面積は、179aとなっております。

議長（松原委員）

ただ今、事務局から番号9-1から番号9-11まで説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、決定いたします。続きまして17ページ、農地保有合理化事業により担い手育成機構が借入れを行う案件を審議いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局（大許係長）

続きまして、農地保有合理化事業に係る転貸の案件についてご説明いたします。

まず、17ページから18ページは、農地保有合理化事業により鳥取県農業農村担い手育成機構が借受けを行う案件でございます。

これは、鳥取県農業農村担い手育成機構が行っている「機構保有地活用就農自立促進研修事業」に利用するものです。「機構保有地活用就農自立促進研修事業」の目的は機構が農地保有合理化事業によって借り入れた農地を活用して、機構が新規就農者のための実践的な研修を行い、研修生の就農と自立を支援することです。事業の内容は、アグリスタート研修生が研修後に就農する予定地を、あらかじめ機構が中間保有し、アグリスタート研修の期間中に研修生が当該農地を利用し、施肥、耕耘、定植、防除などの作業の研修を行うものとする。

この研修が終了し、研修生が就農認定を受けた後に、機構は当該農地を研修生に長期貸付し、研修生は引き続きの管理作業を継続しながら収穫に入るものです。

以上ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（松原委員）

担い手育成機構が借入れる案件について事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がないようですので、決定いたします。

審議事項は以上でございます。それでは、続いて報告事項に移ります。

21ページ、（1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号14から番号15までの2件を受理しております。

続きまして、22ページ、（2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号32から番号

37までの6件を受理しております。

続きまして、24ページ(3)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について番号9の1件を受理しております。

続きまして、25ページ(4)非農地現況証明について、番号9から番号10までの2件を証明しております。

続きまして、26ページ、(5)農地転用現況確認書交付について番号10から番号12までの3件を交付しております。

続きまして、県農業会議 会議員の事務報告をお願いいたします。

仲田会長

そういたしますと、報告いたします。

8月に審議いたしました、農地法第5条7件すべて、許可になっております。今回、改選後の農業委員会体制の調査の集計表がお手元に配布してありますので、見ておいてください。以上です。

議長(松原委員)

ただいま会長から報告がありましたが、これについて、ご意見、ご質問などはありませんか。

(意見なしの声あり)

議長(松原委員)

本日、予定していました審議は以上のおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、それでは、事務局から連絡事項があれば説明してください。

事務局(大許係長)

1番目に、米子市農業施策に関する建議についてです。本年も建議を行って行きたいと考えております。お手元に、平成5年以降の建議の内容及び平成23年建議の写しをお配りしております。地域の農業についての重点施策や地域の農業者から受けておられる要望などがありましたら提出してください。提出期限は10月12日とします。

2番目に農業委員会系統組織による「東日本大震災義援金」の取り組み結果が来ております。全体の義捐金額は、73,451,800円で、鳥取県分は、756,590円、米子市は65,000円でした。

3番目に、第21回改選後の農業委員会体制調査の県の集計表が来ておりますので、お配りしておりますので、参考にしてください。

4 番目に「農地利用集積円滑化事業」のパンフレットをお配りしております。

次に農業委員身分証明書をお配りしておりますが、誤りがないか確認してください。

次に 8 月 31 日開催の鳥取県農業会議の研修会資料が来ております。新任農業委員を対象とした研修会でしたが、全員分の資料がありましたので出席されていない方にお配りしております。以上です。

議長（松原委員）

これを持ちまして、第 7 8 回農地部会を終了します。

閉 会 午後 4 時 1 5 分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議 長

委 員

委 員